特定ケアハウス　さわやか寮　重要事項説明書

（特定施設入居者生活介護）

１．事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、適正な特定施設入居者生活介護を提供することにより要介護状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

２．施設経営法人

法人名　　社会福祉法人　秋田県民生協会
所在地　　秋田県北秋田市上杉字金沢１６２番地１
代表者氏名　　理事長　　木　村　久美夫
電話番号　　０１８６－８４－８６５５

３．ご利用施設

⑴　事業所の内容

事業所名　　特定ケアハウス　さわやか寮
指定番号　　第０５９１１００１６９号
所在地　　秋田県北秋田市上杉字金沢１６２番地１
管理者の氏名　　村形　耕悦
電話番号　　０１８６－７８－５１５１
ＦＡＸ番号　　０１８６－７８－５１５０
サービスを提供する地域　　北秋田市内

⑵　事業所の職員体制

	職務の内容	常勤	非常勤	合計
管理者	業務の一元的な管理	１名	－	１名
生活相談員	生活相談及び指導	１名	名	１名
看護師もしくは准看護師	心身の健康管理、口腔衛生と機能のチェック及び指導、保健衛生管理	１名	名	１名
介護職員	介護業務	８名	１名	９名
機能訓練指導員	身体機能の向上・健康維持のための指導	１名	（兼務）名	１名
計画作成担当者	特定施設サービス計画の作成等	１名	（兼務）名	１名
医師（嘱託）	健康管理及び療養上の指導		１名	１名
栄養士	栄養管理、栄養指導	１名	（兼務）名	１名

主な職員の勤務体制

職　　種	勤 務 体 制
1. 医師	4週に１回　水曜日　14：00～
2. 介護職員	早番　7:00～15:30
〃	日勤　8:30～17:00
〃	遅番　10:00～18:30
〃	夜勤　16:00～ 9:00
3.　看護職員	日勤　8:30～17:00
4.　機能訓練指導員	週2回

⑶　設備の概要

定員　２９名

○介護居室　　個室　２５室　　二人部屋　２室

利用者の居室は、原則個室（定員１名)、二人部屋（定員2名）とし、ベッド・トイレ・ミニキッチン・枕元灯・ロッカー等を備品として備えています。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は定員を1又は2名に変更することができます。

○一時介護室　　１室

介護を行うために適当な広さを確保します。

○食堂　　２室

利用者の全員が使用できる広さを備えた食堂を設け、利用者の全員が使用できるテーブル・いす・箸や食器類などの備品類を備えます。

○浴室　　４室

浴室には特殊浴室及び個浴室を設置し、利用者が使用しやすい適切な浴槽を備えます。

○トイレ　　２７室

居室ごとに設置し、非常用設備（ナースコール）を備えます。

○機能訓練室　　２室

利用者が使用できる充分な広さを持つ機能訓練室を設け、目的に応じた機能訓練器具等を備えます。

４．サービスの内容

⑴　基本サービス

①　入浴

入浴又は清拭を週２回行います。

利用者の状況に合わせて個浴、または特殊浴槽を使用して入浴することができます。

②排泄

排泄の自立を促し、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

③機能訓練

機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

④その他自立への支援

契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

⑵　その他のサービス

①　理美容

毎月、理美容の機会を設けておりますので、利用期間中に行われる場合で、ご希望の方は申出ください。（料金は理美容事業者へ直接お支払いいただきます。）

②　所持品の管理

自己管理、自己責任をお願いしています。また、保管できるスペースに限りがございますので、最小限にお願い致します。

③　レクリエーション

年間を通して事業所内外の交流会等の行事を行います。行事によっては別途参加費がかかるものがございます。

④　ショッピング

月１回最寄りのスーパーへ買い物デイを行います。

５．利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該特定施設入居者生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

提供したサービスの利用料金は、「別紙１　料金表」に定めた額とします。

６．サービス利用にあたっての留意事項

① 利用者又はその家族は、体調の変化があった際には事業所の従業者にご一報ください。

② 利用者は、事業所内の機械及び器具を利用される際、必ず従業者に声をかけてください。

③ 事業所内での金銭及び食物等のやりとりは、ご遠慮ください。

④ 職員に対する贈物や飲食のもてなしは、お受けできません。

⑤ 利用者又はその家族が事業者や従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為（介護職員や他の利用者に対する故意による暴言・暴力行為等並びにセクハラ行為等）を行った場合、本契約を解除することができます。

７．非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、年２～３回利用者及び職員等の訓練を行います。

８．緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

９．事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際して執った処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

10．守秘義務に関する対策

事業所及び職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。

また、退職後においてもこれらの秘密を保守するべき旨を、職員との雇用契約の内容としています。

11．高齢者虐待の防止、尊厳の保持

虐待防止に関する責任者：施設長　村形　耕悦

利用者の人権の擁護、虐待の防止のために、研修等を通して従業員の人権意識や知識の向上に努め、利用者の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

利用者の人権及びプライバシーの保護、ハラスメントの防止等のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

12．身体拘束の廃止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

13．身元保証人（契約書第１８条参照）

ご利用者は、契約時にご利用者の残置物や利用料金等の滞納があった場合に備えて、一切の残置物の引き取り及び債務の保証人として身元保証人を１名定めて頂きます。

・当施設は、「身元保証人」に連絡のうえ、残置物等を引き取って頂きます。
・また、引渡しにかかる費用については、身元保証人にご負担頂きます。

14．連帯保証人（契約書第１９条参照）

連帯保証人となる方については、本契約から生じる利用者の債務について、極度額１００万円の範囲内で連帯してご負担いただきます。その額は、利用者又は連帯保証人が亡くなったときに確定し、生じた債務について、ご負担いただく場合があります。

連帯保証人からの請求があった場合には、本会及び施設は、連帯保証人の方に利用料等の支払い状況、滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。

15. 苦情相談窓口

※サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

解決責任者：　施設長　村形　耕悦

ご利用相談室　窓口担当者：係長介護職員兼介護支援専門員　白沢　澄子

ご利用時間：月～金曜日　８時３０分～１７時００分

ご利用方法　　電話　０１８６－７８－５１５１

「苦情受付ボックス」を玄関に設置しています。

※公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

北秋田市健康福祉部高齢福祉課

所在地：北秋田市花園町１９－１

電話番号：０１８６－６２－１１１２

秋田県運営適正化委員会

所在地：秋田市旭北栄町１－５（秋田県社会福祉会館内）

電話番号：０１８－８６４－２７２６

※苦情処理第三者委員　　氏名　安部　弘子

公平中立な立場で、苦情を受け付け相談にのっていただける委員です。

16. 協力医療機関等

事業者は、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

・名称　　北秋田市国民健康保険合川診療所

・住所　　北秋田市李岱字豊田２０番地

・名称　　北秋田市民病院

・住所　　北秋田市下杉字上清水岱１６－２９

・名称　　北秋田市立米内沢診療所

・住所　　北秋田市米内沢字林ノ腰３番地

・協力歯科医療機関

・名称　　たかのす歯科クリニック

・住所　　北秋田市栄字前綱６９番地

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「緊急連絡先届」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

17. 損害賠償について

当施設において、施設の責任によりご入所者様に生じた損害については、施設は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、ご入所者様に故意又は過失が認められた場合には、ご入所者様の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。

18. 居室の原状回復義務について

利用者が退居や何らかの理由により、利用許可された居室を使用しなくなった場合（居室の移動を含む）は、利用者は退居する居室の原状回復義務を負います。故意による破損、その他通常の使用を超えるような使用による損耗の復旧に要した費用を負担していただきます。

また、居室のクリーニング費用として要した費用を負担していただきます。

19. 福祉サービス第三者評価について

当施設は、福祉サービス第三者評価を受審しておりません。

令和　　年　　月　　日

特定施設入居者生活介護サービス提供の開始に際し、施設契約書及び本書面により、事業者から運営規定の内容、職員の勤務体制、事故発生の対応、サービスの内容及び利用期間、利用料金、苦情処理体制、個人情報保護体制、その他利用についての必要事項について説明を受け、加算については、加算条件を満たした場合の算定となること、利用中に加算の内容が変更となることを説明いたしました。

＜事業者＞
所在地　　秋田県北秋田市上杉字金沢１６２－１
事業所名　　特定ケアハウスさわやか寮
管理者　　村形　耕悦　　印

説明者　職
氏名　　印

特定施設入居者生活介護サービス提供を受けるにあたり、施設契約書及び本書面により、事業者から運営規定の内容、職員の勤務体制、事故発生の対応、サービスの内容及び利用期間、利用料金、苦情処理体制、個人情報保護体制、その他利用についての必要事項について説明を受け、加算については、加算条件を満たした場合の算定となること、利用中に加算の内容が変更となることを確認したのでここに同意し、交付を受けました。

＜利用者＞
住所

氏名　　印

＜家族又は代理人＞
住所

氏名
（続柄　　）